審　査　基　準

Ａ－ｅ―17
令和７年３月 24 日作成

法　　令　　名：	道路交通法
根　拠　条　項：	第 108 条の 32 の２第１項
処 分 の 概 要：	運転免許取得者等教育の認定
原権者(委任先)：	愛知県公安委員会
法 令 の 定 め：	道路交通法第 108 条の 32 の２第１項（運転免許取得者等教育の認定） 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第１条（課程の区分）、第２条（運転免許取得者等教育指導員）、第３条（設備）、第４条（課程の基準）及び第５条（認定の申請）
審　査　基　準：	別紙１及び別紙２のとおり。
標準処理期間：	30 日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：	愛知県警察本部運転免許課
問い合わせ先：	・　運転免許取得者等教育の認定に関する規則第１条各号（第３号を除く。） 愛知県警察本部運転免許課指定教習所係 電話（052）951-1611 内線 781-254 ・　運転免許取得者等教育の認定に関する規則第１条第３号 愛知県警察本部運転免許課講習実施係 電話（052）951-1611 内線 781-260
備　　考：	